

令和4年12月12日
総務部防災課
福祉部福祉課

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

1 制定の理由

区では、災害時の避難支援に活用するため避難行動要支援者名簿を作成し、江東区個人情報保護条例を根拠に、本人の同意を得ず、平常時より一部の避難支援等関係者（警察・消防等）に名簿の提供を行っている。

令和5年4月1日以降、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護法が直接適用されるため、条例において名簿情報の外部提供等に係る規定が許容されず、本人の同意を得ない名簿の提供ができなくなる。

このため、引き続き名簿情報の提供を行い、現状の避難支援体制を維持するため条例を制定する。

2 条例の概要

（1）目的

避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命や身体を災害から保護することを目的とする。

（2）名簿情報の提供

原則、名簿情報を提供することについて本人の同意が必要。

ただし、警察、消防、社会福祉協議会、拠点避難所に提供する場合は、本人の同意を得ることを要しない。

（3）名簿情報の利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等以外の目的で名簿情報を利用することや第三者に提供してはならない。

（4）秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者や名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、これらの者であった者は、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 施行日

令和5年4月1日施行予定

4 条例案の提出

令和5年第1回区議会定例会に条例案を提出予定

(参考) 区で作成している避難行動要支援者名簿

関係機関共有方式名簿	同意方式名簿
個人情報保護条例を根拠（個人情報保護審議会への諮問）に、本人同意を得ず、一定の要件（※）を満たす区民の名簿を、消防、警察、社会福祉協議会に提供、また、拠点避難所に設置（約4万人）	左記名簿登録者のうち、外部提供に同意した者を掲載した名簿を、災害協力隊や民生・児童委員、長寿サポートセンターに提供（約2万人）

※名簿登録要件

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者又は75歳以上のみの世帯の世帯員である者
- ② 介護保険制度における要介護3から5に該当する者
ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く
- ③ 身体障害者手帳の肢体不自由（各個別等級）1級及び2級、視覚、聴覚障害の1級及び2級に該当する者
- ④ 愛の手帳の1度及び2度に該当する者
- ⑤ 上記①～④に該当しない要配慮者のうち、災害時の避難に支援を希望する者